令和６年度さいたま市立西浦和小学校PTA

総　会　資　料

審議期間　　令和６年５月15日(水)～ 5月17日(金)

議　案　　1）令和5年度活動報告
議　案　　2）令和5年度決算報告
議　案　　3）PTA会則改正
議　案　　4）令和5年度役員選出＊
議　案　　5）令和6年度活動計画（案）
議　案　　6）令和6年度予算（案）
議　案　　7）その他
議　案　　巻末資料（令和6年度 PTA 委員名簿）＊

＊の資料は書面配付します。

令和6年度 さいたま市立西浦和小学校PTA総会資料

目 次

PTA会長あいさつ 1
議案の概要 2
議案1：令和5年度活動報告 3
議案2：令和5年度決算報告 6
議案3：PTA会則改正（案）・細則改正 8
議案4：令和6年度役員選出 13
議案5：令和6年度活動計画（案） 13
議案6：令和6年度予算（案） 16
議案7：その他 18
巻末資料：令和6年度 PTA 委員名簿 ..... 別紙

令和6年5月8日

PTA会員の皆様

さいたま市立西浦和小学校PTA
会長 蒲牟田 千絵

新緑の候、皆様におかれましてはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
日頃よりPTA活動にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
本年も、WEBによる総会の実施となりますのでご了承ください。

令和5年度は、PTA会費を月額50円減額した上で教育振興費を統合し、新たに学校協力費として健全化を図り、教育活動の支援を行いました。
委員会活動については、活動内容の見直しを行い、必要な人数だけを選出しました。
全体活動としては、一学期に水あそび、二学期に逃走中、三学期に花育講座を開催しました。水あそびと逃走中については、初めてのイベントとなりましたが、多くの子どもたちに参加していただき、楽しいイベントになりました。逃走中では多くの卒業生にボランティア活動の場として参加していただき、「ボランティア活動証明書」を発行しました。また、イベントにご賛同いただいた地域の企業や団体の皆様からご協賛を賜りました。花育講座では昨年度に引き続き青少年育成西浦和地区会様にご協賛いただきました。いずれの活動も、多くの保護者の皆様がボランティアとして参加してくださいました。改めて感謝申し上げます。
PTAへの任意加入が広く周知・認知されつつある中で、本会でも会員の皆様に入会届を提出していただいていますが、現在のPTA会則・細則では入退会について不文律のため、令和6年3月18日の全体委員会において、入会規定を成文化する細則改正案が承認されました。皆様のご理解とご協力に感謝申し上げます。

令和6年度の活動も昨年度同様、「誰もが参加しやすい持続可能なPTA活動」を念頭に置きながら、子どもたちの笑顔と安心・安全に繋がる活動を第一に、教育活動の支援や地域交流を行います。
昨年度末よりスクリレを導入し、学校とPTAとで運用を開始しています。学校生活をより身近に感じることができるようになっただけでなく、学校やPTAの業務改善にも有効です。ぜひ皆様にご活用いただければ幸甚です。
朝の声掛け当番については、先日お手紙にてご案内のとおり、「通学班を利用する方全員が朝の声かけ当番に参加する」という基本的な考え方は変わりませんが、保護者の皆様の置かれている状況に応じて、無理のない範囲で子どもたちを見守っていく活動方法に変更します。活動の義務や強制ではなく、「できる時にできる人が」行うことが本来あるべき姿だと思いますので、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

私は本部書記を1年間務めた後、会長を3年間務めさせていただきました。フルタイム勤務の私自身が「参加してみてもいいかな」と思えるようなPTA活動に変えていくことを念頭に置いての3年間でした。以前は「子どもたちのため」と言いつつも、平等という観点からか義務や強制感の方が色濃くなってしまったPTA活動でしたが、活動の本質を踏まえて、必要なものを効率化・合理化し、時代に合わせて進めることが出来たのではないかと思います。こうして任期を全うできたのは、ひとえに保護者の皆様と、本部役員・教職員の皆様のご理解とご協力の賜物です。この場をお借りして、心より御礼申し上げます。

現在行っている通学班の編成・管理、保護者の参観支援および学校協力費による教育活動への支援は、子どもたちが安全で豊かな学校生活を送るうえで、PTAにしかできない活動であると言えます。ご審議のほどお願い申し上げますと共に、本年度につきましても引き続きご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

＜議案の概要＞

令和5年度（実績）

・委員会の活動内容を大幅に見直し、委員定数を必要数に絞りました。従来であれば、委員選出を新年度最初の懇談会で行っていたところを、前年度末に書面による希望調査により選出することができました。

・PTA会費を月額50円減額した上で教育振興費を統合し、新たに学校協力費として健全化を図り、教育活動の支援を行いました。

・さいたま市PTA協議会から退会し1年が経ちましたが、本会の活動に特別な支障は出ていないことを確認しました。

・全体活動としては、一学期に水あそび、二学期に逃走中、三学期に花育講座を開催しました。逃走中についてはイベントに賛同する多くの地域の企業や団体の皆様からご協賛を賜りました。花育講座においては青少年育成西浦和地区会様にご協賛いただき、㈱日比谷花壇様のご協力のもと、「フラワーポシェット」の製作を行いました。いずれの活動も、多くの保護者の皆様がボランティアとして参加してくださり、改めて感謝申し上げます。

・学校教育活動の支援としては、昨年度同様、運動会と音楽会の保護者参観についての支援を行い、多くの皆様に子どもたちの日頃の成果をご参観いただくことができました。

・令和6年3月18日の全体委員会において、入会規定を成文化する細則改正案が承認されました。

・卒業証書パネルを購入し、卒業式のフォトスポットとして活用していただきました。

令和6年度（計画）

・本年度も昨年度同様の活動を計画しています。

・令和6年3月18日の全体委員会における細則改正案が承認されたことに伴い、会則改正案をご提案いたします。

・PTA団体傷害保険については、昨年度同様（一社）埼玉県PTA安全互助会の補償制度に加入します。

・昨年度末よりスクリレを試験導入し、本年5月より学校とPTAとで本格的に運用を開始しています。

議案１：令和5年度活動報告

（活動期間：令和5年 5 月～令和6年 4 月）

≪PTA全体≫

行事	時期	主担当
定期総会（web）	5 月	本部
運営委員会	6 月・2 月	本部
全体委員会	3 月	本部
各種協議会、委員会への参加 ・ｽｸｰﾙｻﾎﾟｰﾄﾈｯﾄﾜｰｸ連絡協議会　など	開催時期に応じ	本部
他団体への協力 ・青少年育成西浦和地区会（通称：地区会） ・さいたま市交通安全保護者の会　など	協力内容に応じ	本部、各委員会
その他説明会への参加	開催時期に応じ	本部、各委員会
廃品回収	毎月第3土曜日	本部
学校行事への協力 ・運動会、校内音楽会	開催時期に応じ	本部
PTA 主催イベント ・水あそび、逃走中、花育講座	7 月・11 月・2 月	本部
入学・卒業対策の実施	通年	本部
委員会委員選出	4 月	学級委員会
ベルマーク運動	通年	学級委員会
声掛け当番、通学班編成、世話人会議	通年	校外生活委員会
広報誌発行	7 月・3 月	広報委員会
次年度本部役員選出	1 月～4 月	本部

≪本部≫

５月	定期総会
７月	スクールサポートネットワーク連絡協議会への参加、ふれあい懇話会への参加、 PTA 主催イベント①水あそび
８月	いじめ防止シンポジウムへの参加
10 月	運動会への協力、学校給食試食会への協力
11 月	音楽会への協力、世話人会議への協力、PTA 主催イベント②逃走中
12 月	道徳教育研究協議会への参加、さいたま市小学校管楽器連盟演奏発表会への参加、 四校合同音楽会への参加
１月	学校安全ネットワークボランティア研修会への参加、ふれあい懇話会への参加、学校健康推進大会への参加、新入学児童保護者説明会への参加及び通学班調査
２月	世話人会議への協力、令和6年度委員選出、PTA主催イベント③花育講座
３月	全体委員会の開催、本部役員選出
４月	委員会役職決め
	・本部会(年 12回) ・学校本部会(年 11 回) ・運営委員会(年2回) ・学校運営協議会（年５回） ・廃品回収管理（毎月第３土曜日） ・にしろんだよりの発行 ・卒業記念品の準備 ・個人情報取扱同意書の管理 ・PTA 活動保険の管理 ・防犯ベストの管理 ・非常食の管理

≪学級委員会≫

5 月	前年度委員との引継ぎ	（その他） ベルマーク、インクカートリッジ集計 (年 2 回) 次年度委員選出 地区会パトロール、秋レクお手伝い
6 月	定例会	
3 月	定例会	

≪広報委員会≫

5月	定例会（広報誌 打合せ）	（その他）
6月	先生方写真撮影 回答フォーム作成・コメント依頼	
7月	広報誌発行 189 号	
11月	定例会（広報誌 打合せ）	
12 月	先生方・児童原稿依頼	
1 月	定例会(原稿、行事写真等 回収確認)	
3月	広報誌発行 190 号 定例会（広報誌 総括）	
4 月	離任式（次号広報誌用 転退任先生方へコメント依頼） 令和6年度委員との引継ぎ	

≪校外生活委員会≫

5 月	6～7月声掛け当番表作成	（その他） 通学班の管理 交通安全保護者の会の参加 PTA 活動への協力
6 月	定例会 8～10月声掛け当番表作成	
9 月	11～1月声掛け当番表作成	
1 月	2～3 月声掛け当番表作成 通学班調査の手伝い（新入学児童保護者説明会時）	
2 月	新旧世話人会議	
3 月	4～5月声掛け当番表作成 定例会	
4 月	令和6年度委員との引継ぎ	

議案2 ：令和5年度決算報告

令和５年度　さいたま市立西浦和小学校ＰＴＡ一般勘定決算

歳入　（単位：円）

項目	節	本年度予算額	決算額	比較増減	付　記
会　費	会　費	2,342,520	2,361,420	18,900	ＰＴＡ会費　270円×12ヶ月×（家庭数＋教職員数）
雑収入	雑収入	5,000	89,170	84,170	ＰＴＡ会費利息、名札代
繰越金	繰越金	2,548,863	2,548,863	0	
合　計		4,896,383	4,999,453	103,070	

歳出　（単位：円）

項目		節	本年度予算額	決算額	比較増減	付　記
運営費	会費	会費	20,000	4,860	15,140	転出による戻し
	会議費	会議費	20,000	1,775	18,225	本部会・運営委員会
	需要費	消耗品費	250,000	149,210	100,790	印刷用紙代、ＰＴＡ活動効率化経費他
		通信印刷費	15,000	7,020	7,980	振込手数料・切手
		慶弔費	40,000	10,000	30,000	香典
		渉外費	20,000	0	20,000	夏休みパトロール他
		借料・備品費	250,000	224,592	25,408	備品・Wi-Fi利用料
		防災費	150,000	92,340	57,660	非常食
		記念品費	300,000	300,400	△400	卒業記念品
		入学･卒業･進級祝い品費	270,000	236,803	33,197	名札代･入学､卒業式花代･コサージュ代
活動費	活動費	全体活動費	300,000	265,314	34,686	活動費･行事､イベント経費・花育講座花材
		学級委員会	10,000	3,288	6,712	活動費
		広報委員会	10,000	0	10,000	活動費
		校外生活委員会	20,000	18,798	1,202	活動費
		西小まつり実行委員会	0	0	0	活動休止
		広報誌印刷代	250,000	205,700	44,300	広報誌印刷代
		役員・委員通信活動費	110,000	92,500	17,500	通信費・活動費
	学校協力費	学校協力費	590,000	518,438	71,562	学校協力費
負担金	負担金	ＰＴＡ活動団体保険費	100,000	93,020	6,980	ＰＴＡ活動総合補償
予備費	予備費	予備費	2,171,383	220,508	1,950,875	Wi-Fi初期費用･防犯ベスト･バックパネル他
合　計			4,896,383	2,444,566	2,451,817	

歳入	¥4,999,453	
歳出	¥2,444,566	
差引残高	¥2,554,887	（翌年度へ繰越）

上記のとおり報告いたします。

令和 6年3月31日

さいたま市立西浦和小学校PTA会長　蒲牟田　千絵

監査の結果、相違ないことを認めます。

令和 6年4月16日

監査

小野澤 祐世

森　絵美

谷　啓子

令和5年度

廃品回収勘定決算

収　入

項　目	金　額
前年度繰越金	60,060
利　息	0
補助金	49,900
合　計	109,960

支　出

項　目	金　額
周年行事積立	59,600
合　計	59,600

差引残高　¥50,360 (翌年度へ繰越)

周年行事積立金勘定決算

収　入

項　目	金　額
前年度繰越金	2,080,655
廃品回収より受入れ	59,600
利　息	18
合　計	2,140,273

支　出

項　目	金　額
合　計	0

差引残高　¥2,140,273 (翌年度へ繰越)

西小まつり勘定決算

収　入

項　目	金　額
前年度繰越金	394,922
利　息	1
合　計	394,923

支　出

項　目	金　額
合　計	0

差引残高　¥394,923 (翌年度へ繰越)

上記のとおり報告いたします。

令和6年3月31日　さいたま市立西浦和小学校PTA会長　蒲牟田 千絵

監査の結果、相違ない事を認めます。

令和6年4月16日　監査

小野澤 祐世

森 絵美

谷 啓子

議案3 ：PTA会則改正（案）・細則改正

入会規定の成文化について

PTA とは学校の教育活動に寄与するための社会教育団体です。PTA への任意加入が広く周知・認知されつつある中で、本会でも会員の皆様に入会届を提出していただいていますが、現在の PTA 会則・細則では入退会について不文律のため、令和6年3月18日に全体委員会において、細則第一章に入会規定を成文化する細則改正案が決議しました。（PTA 細則（令和6年3月18日改正）参照）

細則

第一章　入会規定

第1条 会員

1. 本校児童・生徒の保護者および本校に勤務する教職員は、会員になる資格を有し、所定の入会申込書による入会の意思表示と共に会員となります。
2. 退会については、本校を転出した時点で退会とするほか、所定の退会届を提出することでいつでも退会できます。

第2条 会費

1. 本会の会費は、会員一世帯につき、月額270円とします。
2. 会費は、年度初めに郵便局の口座からの自動振替による一括納入とします。
3. 会員でなくなった場合の納入された会費は、会員でなくなった日の属する月の翌月以降の月分を、所定の手数料を差し引いて返金します。

議決に伴い、PTA 会則改正（案）を以下のとおりご提案いたします。

・会員は任意であることを明示します。（会則第四章組織、第4条）
・会費を会則ではなく細則で規定することで、時代の変化に合わせた会費に変更しやすくします。（会則第六章、第15条）

また、

・運営委員会の開催を年5回程度から、現状に合わせて年3回程度に変更します。

可決された場合は、PTA 会則改正（案）の「（案）」を二重線にて消し、新しい会則の配付まで保管願います。

PTA会則改正(案)

下線…改正箇所

現行	改正（案）
第四章　組織 第4条 本会の会員は、本校児童の保護者ならびに教職員とします。	第四章　組織 第4条 本会の会員は、任意の本校児童の保護者ならびに教職員とし、細則で定めます。
第五章　会議 第12条 運営委員会は、本部役員、学級委員長、各専門委員長をもって構成する執行機関です。 1．運営委員会は、年5回程度開催します。	第五章　会議 第12条 運営委員会は、本部役員、学級委員長、各専門委員長をもって構成する執行機関です。 1．運営委員会は、年3回程度開催します。
第六章　会計 第15条 本会の運営に必要な経費は、次のものでまかないます。 1．会費　2．事業収入等 （1）会費は、会員一世帯につき、月額 270円とします。	第六章　会計 第15条 本会の運営に必要な経費は、次のものでまかないます。 1．会費　2．事業収入等 （1）会費は細則にて定めます。

PTA細則（令和6年３月18日　一部改正）　下線…改正箇所

第一章　入会規定

第1条　会員

1. 本校児童・生徒の保護者および本校に勤務する教職員は、会員になる資格を有し、所定の入会申込書による入会の意思表示と共に会員となります。
2. 退会については、本校を転出した時点で退会とするほか、所定の退会届を提出することでいつでも退会できます。

第2条　会費

1. 本会の会費は、会員一世帯につき、月額270円とします。
2. 会費は、年度初めに郵便局の口座からの自動振替による一括納入とします。
3. 会員でなくなった場合の納入された会費は、会員でなくなった日の属する月の翌月以降の月分を、所定の手数料を差し引いて返金します。

第二章　選出規定

第3条　役員の選出

会長、副会長、書記、会計および会計監事は本会において立候補者及び推薦候補者を選び、総会において承認されます。

第4条　委員の選出

各学年から選出する委員は、次のようにして選出します。

1. 学級会員は、学級委員、広報委員、校外生活委員、西小まつり実行委員を互選します。
2. 互選は立候補により、立候補が定数を超える場合は抽選により選出します。
3. 立候補が定数に満たない場合、立候補以外の会員から抽選により委員を選出します。
4. 教職員は、各委員会に所属します。

第5条　委員会

学級委員会および各専門委員会の任務は次の通りです。

1. 学級委員会
   (1) 学級委員は、学級担任および教職員と連携し、広く学校、家庭の情報交換を行います。
   (2) 各学年の学級委員より委員長、副委員長、書記、会計を互選します。
   (3) 学級委員長は、必要に応じ学級委員会を招集します。
   (4) 学級委員は、各学年の他の委員と連携し、学級の円滑な運営に協力します。
   (5) 学級委員は、他学年と連携して会員の意思をPTA活動に反映させるよう努めます。
   (6) 地区会と連携し、地域の活動に協力します。
   (7) 学級委員長は、運営委員会の構成員になります。

2. 専門委員会
   (1) 各学年から選出された専門委員は若干名の教職員と共に専門委員会に所属します。
   (2) 専門委員は、委員会ごとに委員長、副委員長、書記、会計を互選します。
   (3) 専門委員長は、各委員会活動の内容に応じ専門委員会を招集します。
   (4) 専門委員長は、運営委員会の構成員となります。
   (5) 各専門委員会は、互いに連携します。

ア．広報委員会

（1）広報活動を通じて会員の意識を高めるために、年2～4回程度PTA広報誌「にしうらわ」を発行します。

（2）学校行事や会員・児童などを取材したり、アンケートを取ったりして紙面に掲載します。

（3）地区会と連携し、地域の活動に協力します。

（4）その他、本会の活動に必要な活動をします。

イ．校外生活委員会

（1）学校と協力して児童の交通安全対策を推進します。

（2）地区会と連携し、地域の活動に協力します。

（3）交通安全保護者の会に参加します。

（4）その他、本会の活動に必要な活動をします。

ウ．西小まつり実行委員会

（1）学校側と相談し、西小まつりの日程を決定します。

（2）学校側、本部および各委員会と相談し、西小まつりの内容を検討、決定します。

（3）お手伝いの方たちの役割分担を決め、子どもたちにとって有意義なまつりとなるよう協力していきます。

（4）終了後は、必要があればアンケートをとったり反省会を開いたりして、来年度の参考となるような引継ぎ資料を作成します。

（5）地区会と連携し、地域の活動に協力します。

（6）その他、本会の活動に必要な活動をします。

第三章　会計規定

第6条　支払いの請求は、所定の用紙に記入し必要な書類を添付し、会計に提出します。

第7条　会計は、支払いを行う場合、書類の確認を行いその旨帳簿に記載しなければなりません。

第8条　前渡金とは、会計から前もって受けられる金銭を意味します。
前渡金として受け取れるのは、以下のものです。

1．渉外費
2．交通費
3．会議費
4．慶弔費
5．その他急を要するもの

第9条　使途については、運営委員会または全体委員会に諮ります。

第10条　使途目的は次の範囲とします。

1．PTA活動に必要と認められるもの
2．児童の教育および福祉に必要と認められるもの
3．児童の学習指導や学校生活の向上と、特色ある学校づくりを助けると認められるもの

第11条　学級委員長、各専門委員会の役職ならびに本部役員については、一定の活動費を認め、その他の役員および委員には年500円相当の通信費を認めます。

第四章　慶弔規定

第12条　会員ならびに児童の吉凶に対しては、下記によって慶弔の意を表します。

1．見舞金
会員ならびに児童の災害については、その事情によって考慮します。
2．弔慰金
ア．児童　10,000円　イ．会員　5,000円

第13条　この規定による他、特別な事情が生じた場合は、会長、副会長の判断に任せ、必要に応じて、本部会で決定いたします。

第14条　この規定による支出贈与に対して、一切返礼は必要としません。

第五章　同好会規定

第15条　同好会とは、西浦和小学校PTA会員の相互の親睦を目的とし活動を行うものである。

第16条　同好会の統括は本部が行い、運営委員会及び全体委員会で承認を得るものとする。

第17条　同好会会員（教職員含む）は、西浦和小学校PTA会員10名以上をもって構成する。また、卒業生の保護者（旧PTA会員）についても同好会会員となることができる。但し、全会員の7割以上は現PTA会員で構成するものとし、代表者は現PTA会員より選出する。

第18条　活動は、年間を通じて行い、一年間の活動報告をPTA総会にて承認を受けるものとする。

第19条　活動についての必要経費は本部会に申請、運営委員会にて承認を受けるものとする。

第20条　詳細については、別紙規約を定め、年度末に「継続申請書」「活動報告及び収支報告書」「OB申請書」を本部に提出する。なお、登録内容に変更が生じた場合はその都度本部に提出する。

附 則　この細則は、昭和41年11月1日施行

昭和46年 3月17日　一部改正
昭和48年 4月28日　一部改正
昭和55年 1月29日　一部改正
昭和56年 2月28日　全面改正
昭和58年 2月26日　一部改正
昭和60年 5月25日　一部改正
昭和63年 2月27日　一部改正
平成元年 12月16日　一部改正
平成 3年 5月11日　一部改正
平成 9年12月10日　一部改正
平成13年 4月 1日　一部改正
平成16年 5月18日　全面改正
平成17年 3月11日　一部改正
平成18年 2月21日　一部改正
平成21年 2月 2日　一部改正
平成22年 5月 7日　一部改正
平成24年 5月25日　一部改正
平成25年 2月 8日　一部改正
平成28年 2月 8日　一部改正
平成29年 5月11日　一部改正
令和 3年 5月27日　一部改正
令和 4年 3月 2日　一部改正
令和 4年 12月19日　一部改正
令和 5年 5月15日　一部改正
令和 6年 3月18日　一部改正

議案4：令和6年度本部役員選出

・　書面配付のため、本紙では割愛

議案5：令和 6 年度活動計画（案）

（活動予定期間：令和6年 5 月～令和7年 4 月）

≪PTA全体≫

行事	時期	主担当
定期総会（web）	5 月	本部
運営委員会	年2回	本部
全体委員会、臨時総会	会則・細則改正の必要に応じ	本部
各種協議会、委員会への参加 ・ｽｸｰﾙｻﾎﾟｰﾄﾈｯﾄﾜｰｸ連絡協議会　など	開催時期に応じ	本部
他団体への協力 ・青少年育成西浦和地区会（通称：地区会） ・さいたま市交通安全保護者の会　など	協力内容に応じ	本部、各委員会
その他説明会への参加	開催時期に応じ	本部、各委員会
廃品回収	毎月第3土曜日	本部
学校行事への協力 ・運動会、校内音楽会　など	開催時期に応じ	本部
PTA 主催イベント	開催時期に応じ	本部
入学・卒業対策の実施	通年	本部
次年度委員会委員選出	2 月～4 月	学級委員会
ベルマーク運動	通年	学級委員会
声掛け当番、通学班編成、世話人会議	通年	校外生活委員会
広報誌発行	年 2 回	広報委員会
次年度本部役員選出	1 月～4 月	本部

≪本部≫

５月	定期総会	
７月	スクールサポートネットワーク連絡協議会への参加、ふれあい懇話会への参加	
８月	いじめ防止シンポジウムへの参加	
10月	運動会への協力、学校給食試食会への協力	
11月	音楽会への協力、世話人会議への協力	
12月	道徳教育研究協議会への参加、さいたま市小学校管楽器連盟演奏発表会への参加、四校合同音楽会への参加	
１月	学校安全ネットワークボランティア研修会への参加、ふれあい懇話会への参加、学校健康推進大会への参加、新入学児童保護者説明会への参加及び通学班調査	
２月	世話人会議への協力、令和7年度委員選出	
３月	本部役員選出	
４月	委員会役職決め	
	・本部会(年 12回程度) ・学校本部会(年11回程度) ・運営委員会(年2回程度)) ・学校運営協議会（年５回程度） ・廃品回収管理（毎月第３土曜日） ・にしろんだよりの発行 ・卒業記念品の準備 ・PTA 活動保険の管理 ・防犯ベストの管理 ・非常食の管理 ・会計監査 (年３回)	・ベルマーク運動 ・児童の名札、入校証準備 ・学校体育施設開放運営委員会 ・PTA ハンドブックの発行 ・入学式、卒業式への参加 ・西小まつり（中止）に伴う代替イベント ・西小リユースマーケット ・地区会レクリエーションへの協力 ・他の団体への協力 青少年育成西浦和地区会（通称：地区会） さいたま市交通安全保護者の会

≪学級委員会≫

5月	前年度委員との引継ぎ	（その他） ベルマーク、インクカートリッジの集計 次年度委員選出 PTA 活動への協力 地区会への協力
6月	定例会	
3月	定例会	

≪広報委員会≫

5月	定例会	（その他） PTA 活動への協力
7 月	広報誌発行 191 号	
12 月	定例会	
3 月	広報誌発行 192 号	
4 月	次年度委員との引継ぎ	

≪校外生活委員会≫

5 月	6～12月声掛け当番作成	（その他） 通学班の管理 交通安全保護者の会の参加 PTA 活動への協力
6 月	定例会	
12月	1～3月声掛け当番表作成	
1 月	通学班調査の手伝い （新入学児童保護者説明会時）	
2 月	新旧世話人会議	
3 月	4～7 月声掛け当番表作成 定例会	

議案6：令和6年度予算（案）

令和6年度　さいたま市立西浦和小学校ＰＴＡ一般勘定予算（案）

歳入　　（単位：円）

項　目	節	前年度予算額	本年度予算額	比較増減	付　　記
会費	会費	2,342,520	2,229,120	△113,400	270円×12ヶ月×（世帯数649＋教職員数39）
雑収入	雑収入	5,000	5,000	0	ＰＴＡ会費利息、名札等
繰越金	一般勘定より繰越金	2,548,863	2,554,887	6,024	
合	計	4,896,383	4,789,007	107,376	

歳出　　（単位：円）

項　目		節	前年予算額	本年度予算額	比較増減	付　　記
運営費	会費	会費	20,000	20,000	0	転出による戻し
	会議費	会議費	20,000	10,000	△10,000	本部会（活動見直しによる減）
	需要費	消耗品費	250,000	100,000	△150,000	印刷用紙代、ＰＴＡ活動効率化経費他
		通信印刷費	15,000	40,000	25,000	振込手数料、wi-fi利用料
		慶弔費	40,000	30,000	△10,000	香典
		渉外費	20,000	10,000	△10,000	夏休みパトロール他（活動数減による減）
		借料・備品費	250,000	100,000	△150,000	AEDリース代（備品利用減による減）
		防災費	150,000	150,000	0	非常食
		記念品費	300,000	300,000	0	卒業記念品
		入学・卒業・進級祝い品費	270,000	250,000	△20,000	入学、卒業式（コサージュ代・花代）名札代
活動費	活動費	全体活動費	300,000	200,000	△100,000	活動費（活動見直しによる減）
		学級委員会	10,000	5,000	△5,000	活動費（活動数減による減）
		広報委員会	10,000	5,000	△5,000	活動費（活動数減による減）
		校外生活委員会	20,000	20,000	0	活動費
		西小まつり実行委員会	0	0	0	活動休止中
		広報誌印刷代	250,000	220,000	△30,000	広報誌印刷代
		役員・委員通信活動費	110,000	110,000	0	通信費・活動費
	学校協力費	学校協力費	590,000	558,000	△32,000	教育活動諸費用補助（家庭数減による減）
負担金	負担金	PTA活動団体保険費	100,000	100,000	0	（一社）埼玉県PTA安全互助会
予備費	予備費	予備費	2,171,383	2,561,007	389,624	
合		計	4,896,383	4,789,007	△107,376	

令和6年度　廃品回収勘定予算（案）

歳入　（単位：円）

項　目	前年度予算額	本年度予算額	比較増減	付　記
前年度繰越金	60,060	50,360	△9,700	
補助金	59,600	49,900	△9,700	
合計	119,660	100,260	△19,400	

歳出　（単位：円）

項　目	前年度予算額	本年度予算額	比較増減	付　記
周年行事積立金	59,600	49,900	△9,700	前年度廃品回収補助金額を積立
合計	59,600	49,900	△9,700	

令和6年度　周年行事積立金勘定予算（案）

歳入　（単位：円）

項　目	前年度予算額	本年度予算額	比較増減	付　記
前年度繰越金	2,080,655	2,140,273	59,618	廃品回収補助金より受入、利息
廃品回収勘定より受入	59,600	49,900	△9,700	
合計	2,140,255	2,190,173	49,918	

歳出　（単位：円）

項　目	前年度予算額	本年度予算額	比較増減	付　記
合計	0	0	0	

西小まつり勘定予算（案）

歳入　（単位：円）

項　目	前年度予算額	本年度予算額	比較増減	付　記
前年度繰越金	394,921	394,923	2	利息
合計	394,921	394,923	2	

歳出　（単位：円）

項　目	前年度予算額	本年度予算額	比較増減	付　記
合計	0	0	0	

議案7：その他

1. PTA団体傷害保険について

西浦和小学校PTAでは、PTA会員の児童および同居の親族(未就学児も含む)、教職員会員がPTA行事参加中に不慮の事故にあわれてケガをされた場合や、PTA活動参加中**(経路の往復中を含む。ただし、車・バイクでの事故は対象外)**に不慮の事故にあわれてケガをされた場合に備えて、西浦和小学校PTAを契約者とした団体傷害保険に加入しています。

令和 5 年度より、西浦和小学校PTAでは、（一社）埼玉県PTA安全互助会（オプション 30 円プラン）の補償制度に加入し、PTA会費から支出します。

会費からの支出額：（通常加入 100 円+オプション 30 円）×会員数

補償の概要については P.20～21 をご覧ください。

また、詳細については（一社）埼玉県PTA安全互助会のホームページ（http://www.spta-anzen-gojokai.org/）でご確認いただけます。

2. 非常食について

西浦和小学校PTAでは、災害時への備えとして非常食を備蓄しています。

なお、令和 4 年度より、保存期間が長い製品への切り替えを進めています。また、アレルギー対応食も準備しています。

・7 年保存水

・ビスコ（保存期間 5 年） → クッキー（保存期間 7 年）

・米粉クッキー（保存期間 7 年）※アレルギー対応

	通常加入	新規中途加入
加入条件	3 月中に申込（様式-1 を提出）	①前年度加入していない ②4 月～6 月中に申込（様式-1 を提出）
会費	100 円/世帯 （共済掛金 95 円＋負担金 5 円）	90 円/世帯 （共済掛金 85 円＋負担金 5 円）
共済期間	2024 年 4 月 1 日午前 0 時～ 2025 年 3 月 31 日午後 12 時 （1 年間）	2024 年 7 月 1 日午前 0 時～ 2025 年 3 月 31 日午後 12 時 （9 か月間）

（一社）埼玉県PTA安全互助会　補償制度の概要

互助会制（基本補償）

【共済事業】PTA活動中の事故を補償　会費100円（新規中途加入90円）

《傷害》　会費の内訳　95円（新規中途加入 85円）
- ●死亡共済金　●後遺障害共済金
- ●入院共済金　●通院共済金

《疾病》　●死亡共済金

《見舞金》　会費の内訳　5円
- ●手術見舞金
- ●社会通念上許される見舞金
- ●安全教育啓発事業助成金

保険会社との団体保険（上乗せ補償）

【保険事業Ⅰ（団体加入）】
PTA活動中の事故を補償

オプションプラン
（20円プラン・30円プラン・50円プラン）

- PTA賠償責任保険
- PTA団体傷害保険
- PTA役員プロテクト

個人情報漏えいプラン
（サイバー保険）　30円

- 第三者に対する賠償責任
- 事故発生時の各種対応費用

【保険事業Ⅱ】
PTA活動中に限らず日常生活の事故を補償

自転車・タブレットまるっと賠償補償
（PTA一括加入）1,350円

- 第三者に対する賠償責任（示談交渉サービス付き）
- 児童生徒のケガの補償（死亡・後遺障害）

団体傷害保険
（個別加入）1,950円～15,000円

- 第三者に対する賠償責任（示談交渉サービス付き）
- 児童生徒のケガの補償（死亡・後遺障害）
- 弁護のちから

※　団体傷害保険（個別加入）については、別途配布の「団体傷害保険のご案内」をご参照ください。

※　自転車・タブレットまるっと賠償補償（一括加入）申し込み方法や締切の詳細は、p.63 をご覧ください。

※　一括加入、個別加入の補償内容や加入証明書の発行などについては取扱代理店へご連絡ください。

取扱代理店　株式会社カイトー　TEL:03-3369-3107

Ⅱ．オプションプラン・個人情報漏えい補償プランの保険金額および保険料

ＰＴＡ活動におけるさまざまな用途やご要望に応じて、傷害補償、賠償責任補償をセットした３つの（20円・30円・50円）オプションプランに加え、個人情報漏えい補償をご用意しております。各単位ＰＴＡ毎にご加入されるプランをお選びください。
なお、ＰＴＡ会員さま個々にプランをお選びいただくことはできませんのでご注意ください。

【保険期間】

オプションプラン（20円・30円・50円プラン）	**2024年4月1日午後4時 ～ 2025年4月1日午後4時**
個人情報漏えい補償プラン（サイバー保険）	**2024年7月1日午後4時 ～ 2025年7月1日午後4時**

傷害補償に細菌性食中毒およびウイルス性食中毒補償特約セット

埼玉県PTA安全互助会 共済制度			オプションプラン(共済制度の上乗せ補償)			
			プラン	20円プラン	30円プラン	50円プラン
会費(一世帯)	100円		保険料(一世帯)	20円	30円	50円
疾病死亡共済金	100万円	疾病補償				
傷害死亡共済金	250万円	傷害（ケガ）補償	死亡保険金額(注)	19万円	11.4万円	72.5万円
後遺障害共済金	10万円 ～ 200万円	傷害（ケガ）補償	後遺障害保険金額	7,600円～19万円	4,560円～11.4万円	29,000円～72.5万円
入院共済金	4,000円	傷害（ケガ）補償	入院保険金額	500円	950円	1,500円
手術見舞金	あり	傷害（ケガ）補償	手術保険金額 入院	5,000円	9,500円	15,000円
		傷害（ケガ）補償	手術保険金額 外来	2,500円	4,750円	7,500円
通院共済金	2,500円	傷害（ケガ）補償	通院保険金額	300円	500円	1,000円
身体・財物・受託物賠償等見舞金	社会通念上許される範囲の見舞金	賠償責任補償	身体賠償保険金額	1名：300万円 1事故：3000万円 (自己負担額：1事故1000円)	1名：1億円/1事故：1億円 (自己負担額：なし)	
		賠償責任補償	財物賠償保険金額	1事故：200万円 (自己負担額：1事故1000円)	1事故：1億円 (自己負担額：なし)	
		賠償責任補償	受託物賠償保険金額	1名10万円/保険期間中：500万円 （事故負担額：1事故5,000円）		
		クレーム対応	(役員プロテクト)弁護士費用保険金	①クレームコンシェルへの相談(無料) ②弁護士費用 1事故：100万円 保険期間中：1億円 (自己負担額なし)※弁護士費用はクレームコンシェルの承認を得て負担する費用のうち損保ジャパンが認めたものに限ります。		

(注)すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。

巻末：令和6年度PTA委員名簿

・　書面配付のため、本紙では割愛

にしろんの規約

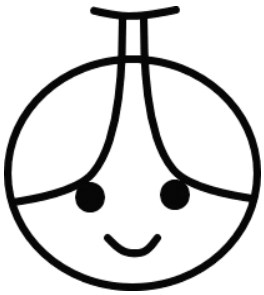

- 「にしろん」の著作権は、さいたま市立西浦和小学校 PTA 本部に帰属します。
- 本部に許可なく無断で使用する事を禁じます。
- 「にしろん」は、平仮名表記のみとします。
- 「にしろん」は、正面の構図のみで勝手に手足や胴体を付け加える事を禁じます。
- 「にしろん」を使用する場合は、本部の二役（PTA 会長、副会長）の許可を得る事とします。（配付する印刷物も同様になります。）
- 「にしろん」は、営利目的での使用を禁じます。
- 「にしろん」は、我が西浦和小学校 PTA のシンボルです。正しく使用してください。

さいたま市立西浦和小学校PTA本部

令和6年度さいたま市立西浦和小学校

PTA総会資料

令和6年５月８日